

第1回松戸市総合教育会議

日時 平成27年5月14日（木）午前9時15分～10時45分
場所 松戸市役所 議会棟2階 第2委員会室

松戸市総合教育会議 出席者名簿

氏名	備考
本郷谷 健次	市長
伊藤 純一	教育長
關 英昭	教育長職務代理者
山田 達郎	教育委員
松田 素行	教育委員
市場 卓	教育委員
武田 司	教育委員

陪席者

氏名	備考
高橋 正剛	総合政策部長
鈴木 美津代	生涯学習部長
山口 明	学校教育部長
久保木 晃一	学校教育部 学務課長

事務局

氏名	備考
白井 宏之	総合政策部 政策推進課長
堀内 文江	政策推進課
斎藤 寛之	政策推進課
山内 将	政策推進課
糸井 俊二	政策推進課
内海 彩	政策推進課

教育委員会 事務局

氏名	備考
宮間 秀二	生涯学習部 教育企画課長
加藤 将秀	教育企画課
大西 真	教育企画課
藤中 孝一	教育企画課

○白井政策推進課長 おはようございます。本日は御多忙の中、平成27年度第1回松戸市総合教育会議に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局であります総合政策部政策推進課長の白井と申します。よろしくお願ひいたします。

開会前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、次第がございまして、次に、資料1「松戸市総合教育会議委員名簿」、資料2「松戸市総合教育会議傍聴要領（案）」、資料3「総合教育会議について」、資料4「大綱策定について」、資料5「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（通知）」、資料6「松戸市総合教育会議規程」、以上となります、乱丁等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の会議は、この後の公務の予定等によりまして、10時45分までの90分を予定しております。4点の議事がございますので、大変恐縮に存じますが、議事進行に御協力いただければと考えております。できれば最後の意見交換に30分程度残したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、定刻となりましたので、これより平成27年度第1回松戸市総合教育会議を開会いたします。

第1回目の会議の議事録署名人につきましては、恐縮に存じますが、關委員さんのはうにお願いできればと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、開会に先立ちまして、本郷谷市長より一言御挨拶申し上げます。

○本郷谷市長 おはようございます。本日は御多忙の中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。そして、常日ごろ教育行政に御尽力いただきまして、感謝申し上げております。

さて、皆様方御案内とのおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日より施行され、その中の1つとして、首長または教育委員会が十分に意思疎通を図り、民意を反映した教育行政の推進を図るため、全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することとされました。また、この法律の中で、教育に関する大綱を首長が定めるものとされており、その策定過程においては、首長と教育委員会が十分に協議、調整を尽くすこととされております。この大綱の策定が本会議における今年度の一番大きな課題と考えております。

私は、大綱について、将来、「教育都市松戸」と呼ばれるように、教育と文化の香る魅力あるまちを目指すものとしたいと考えております。その詳細は、後ほどの意見交換の中でお話しさせていただきますけれども、まずは学校教育においては、子どもたちの学力向上に向けた取り組みが喫緊の課題と考えております。また、現在進行している少子高齢化社会において、子育て支援や青少年の健全育成、また、高齢者の健康寿命を伸ばすスポーツなどの生涯教育はとても重要な課題と考えております。松戸市では、子育て世代を呼び込む魅力ある松戸を目指しています。その中の1つとして、図書館を整備し、地域に活力を

もたらす知的交流拠点として、活気があり、文化の香りのするまちを目指すべく、教育委員会とともに現在取り組んでおります。東京圏に位置し、交通の便もよく、歴史と文化があり、緑も恵まれた魅力あるまち松戸で社会に貢献できる優秀な人材を育てる、また、元気な高齢者が地域で活躍する、そんなまちを目指したいと考えております。

本日は大綱策定に向け、この会議の中で活発な意見交換が行われますことに期待しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○白井政策推進課長 本郷谷市長、ありがとうございました。

続きまして、教育委員会を代表され、伊藤教育長より御挨拶、お願ひいたします。

○伊藤教育長 改めまして、皆さん、おはようございます。

今、市長さんからの御挨拶にもありましたように、始めの一歩ということで、新しいシステムにのっとりまして、いよいよ総合教育会議が始まるということにいろんな思いがあります。始めの一歩というのはものすごく重要で、その一歩の置き方によりましては、方向あるいは歩幅、要するにいろんな影響が今後出てくるわけであります。ということは、この1回目、2回目は、本年度の総合教育会議がどのように進むかというのが、今後の松戸市の教育活動にとってすごく大きい意味を持つんだなということをこの場で感じております。首都圏にある松戸市の強みと弱み、そういうものを十分踏まえながら、私たちとしては、大きいメリットを生む可能性がある総合教育会議というものを大事に扱いながら、1枚1枚、議論を積み重ねていきたいなというふうに思っております。

松戸市の子どもたちも、ですけれども最終的には市民の皆様が1人1人自立されて、有意義な市民生活を送るということが私たちの目標だと思いますので、そこに向かって議論を交わしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白井政策推進課長 伊藤教育長、ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様に自己紹介をいただければと存じます。

お時間の関係で大変恐縮に存じますが、お一人様1分程度でお願いしたいと存じます。

それでは、資料1の名簿の順番といたしまして、關委員さんより順番に御挨拶をお願いしたいと思います。

○關委員 おはようございます。教育委員長を終わり、非常にゆったりした気分でここにおります。10年前を思い出します。初めて教育委員になったときに、小中学校の統廃合が話題になりました。大いに盛り上りました。それを思い起こしながら、今度の地教行法の改正で新しくこの会議が発足しました。気持ちを新たに議論させていただきたいと思っています。

先ほど市長が教育都市松戸を目指すとおっしゃった、この言葉を忘れないで議論したいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

○山田委員 おはようございます。山田でございます。教育委員としては2期目の半ばでございます。親の世代からの教育委員という役割で入るようにということを任務と心得ております。この地教行法の改正で他に先駆けてというか、まさに先頭ランナーとして松戸

市が総合教育会議を開くことができた、また、その場に居合わせることができたということを本当にうれしく、感慨深く、ぜひ他の市にまねされるようなすばらしい総合教育会議になるように、私も微力を尽くしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松田委員 松田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、1期3年目に入ったところでございます。どうぞよろしくお願ひします。

私は、教育委員会会議では、これまで規則ですとか規定というものを非常に重要視していました。規則、規定というのは、市民の皆さんとの約束であり、それを忠実に遂行していくということが誠実な市民サービスに当たるのではないかと、こんなふうに考えてきたからでございます。

今回、総合教育会議というのは、夢を語る場なのではないかと考えておりますし、そのスタンスの違いにちょっと戸惑いを覚えています。自分のスタンスとして、これまでのそういういたものを大事にしながら、夢との調合をこれから自分なりに確立してこの会議に臨んでいきたいと、こんなふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○市場委員 市場と言います。よろしくお願ひします。教育委員としては2年弱になります。医師会からの推薦で教育委員を務めさせていただいております。

医療の世界では、先ほど市長からもありましたけど、少子高齢化というのは非常に大きな問題になっていまして、ただ、少子高齢化をとめることは恐らく不可能なので、その中で現状を踏まえながら、どうやって医療をつくっていくかというのを医師会として取り組んでいるところです。恐らく教育とか松戸市全体ということについて言っても、少子高齢化をとめることはできないけれども、その中でどうやってうまいまちづくりをしていくのか、教育行政をつくっていくのかということが課題なんだと思います。そういう点を踏まえながら議論していかなければと思います。よろしくお願ひします。

○武田委員 この4月から新任させていただいております武田と申します。

私は、平素は美術の制作者でございますので、教育委員という立場というのはなかなか慣れませんが、これから徐々になれていくとは思っております。

市長もおっしゃっていましたように、教育都市という観点から申しますと、小さいときの美術教育あるいは学校の中での文化ごとというのは、大きく自分の人生にかかわってくる礎になるチャンスがあります。そういうことを私なりに提案していく力があればありがたいなと思って、そのあたりから参加できればと思っております。

また、皆様のご意見を伺って、これからもいろんなことを勉強していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○白井政策推進課長 委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、本日の会議の陪席者並びに事務局職員の御紹介をさせていただきます。

まず、本会議の陪席者でございます。総合政策部、高橋正剛部長でございます。

○高橋総合政策部長 よろしくお願ひします。

- 白井政策推進課長 生涯学習部、鈴木三津代部長。
○鈴木生涯学習部長 よろしくお願ひ申し上げます。
○白井政策推進課長 学校教育部、山口明部長。
○山口学校教育部長 よろしくお願ひいたします。
○白井政策推進課長 教育企画課、宮間秀二課長。
○宮間教育企画課長 よろしくお願ひします。
○白井政策推進課長 学務課、久保木晃一課長。
○久保木学務課長 よろしくお願ひします。
○白井政策推進課長 次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

政策推進課、堀内文江。

- 堀内政策推進課員 よろしくお願ひします。
○白井政策推進課長 斎藤寛之。
○斎藤政策推進課員 よろしくお願ひします。
○白井政策推進課長 山内将。
○山内政策推進課員 よろしくお願ひします。
○白井政策推進課長 粕井俊二。
○粕井政策推進課員 よろしくお願ひいたします。
○白井政策推進課長 内海彩。
○内海政策推進課員 よろしくお願ひいたします。
○白井政策推進課長 続いて、教育委員会事務局の職員を紹介させていただきます。

教育企画課、加藤将秀。

- 加藤教育企画課員 よろしくお願ひします。
○白井政策推進課長 大西真。
○大西教育企画課員 よろしくお願ひいたします。
○白井政策推進課長 藤中孝一。
○藤中教育企画課員 よろしくお願ひします。
○白井政策推進課長 以上でございます。

それでは、議事に入ります前に、本会議の議事進行について確認をさせていただきます。
本会議は、平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4により、地方公共団体ごとに設置が義務づけられ、地方公共団体の長が主宰するものとなっておりますことから、議事進行は本郷谷市長にお願いしたいと存じます。

それでは、ここから本郷谷市長に議事の進行をお願いいたします。
○本郷谷市長 それでは、お手元にお配りさせていただいております次第に従って議事を進めます。

まず、議題1「松戸市総合教育会議傍聴要領について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○白井政策推進課長 本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の6により、「総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めたときは、この限りでない。」となっており、原則公開することとなっております。

つきましては、お手元の資料2「松戸市総合教育会議傍聴要領（案）」に沿いまして会議を開きさせていただきたいと存じます。

なお、本日の会議の案内につきましては、広報まつど5月1日号に掲載させていただくとともに、同日付で松戸市公式ホームページでも会議について掲載させていただいておりまして、本日は12名の方が傍聴希望でおみえになっています。また、報道関係として東京新聞が来ております。

以上でございます。

○本郷谷市長 質疑に入りますが、何か御意見、御質問等がございましたらお願ひいたします。

○山田委員 できるだけ開かれた会議で運営されることを希望しております、この要領については、おおむねこれでよろしいかと思いますが、今日は12名ということですが、希望が今後ふえるような場合は、この20席というのはもう物理的に限界なのかどうかをお聞きできればというふうに思っております。

○白井政策推進課長 本日もこの部屋の大きさから考えまして、20名ということで設定させていただいているが、20名を超えた場合につきましても、隣の部屋で音声だけは聞けるように用意をさせていただいて、仮に40名おみえになった場合でも、大変恐縮ですが、この部屋には入れないんですが、音声だけは聞こえるような設定等をさせていただいて、できるだけ対応してまいりたい。今後もそのように考えております。

○山田委員 わかりました。

○松田委員 質問させていただきます。ほかの委員会でも傍聴規定があると思いますけれども、この会議の特色というようなものは何かございますか。

○白井政策推進課長 他の委員会等の傍聴要領を参考にした上で作成しております、おおむね市で定めているものにつきましては、これに準じるような形で、特にこのためにというものはございません。

○松田委員 わかりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 今の説明の流れですと、ということは、この会議は、基本的に場所はここで行うということでよろしいですか。

○白井政策推進課長 会場につきましては、その都度調整させていただきまして、ただ、同じような形で、20名を超えた場合について、別の部屋で音声が拾えるですか、そういったことについては、別の会場でも工夫してまいりたいと考えております。

○松田委員 もう一回質問させていただきます。松戸市のこういった会議の傍聴規定とい

うのは、大もとがあるわけではないということですね。その都度、委員会で決定していくということですか。

○白井政策推進課長 標準のものがあるというわけではございませんで、その都度、委員会ごとに決めるこことなっております。

○松田委員 もう一点質問させていただきます。私は非常に気になっている文章があります。例えば2番目、事務局係員の指示に従ってくださいだとか、1番目は、目安とします、締め切れます、3番目はしないこと云々と、これが要領なのかと思ったんです。ここで提案されたということは、私たちが決めていくことなのではないかと思ったのですが、この文章だと傍聴の方々に対する注意になっていますけれども、これはこれでよろしいんでしょうか。様々な会議を有する市としての統一した見解というものがあるのかという質問につながっていくんですけれども。よろしくお願ひいたします。

○白井政策推進課長 この要領につきまして策定するのは総合教育会議ということになりますが、これを定める目的といたしましては、傍聴される方が議事の進行の妨げになることがないようにという部分も含めておりますので、傍聴者の方に向けての注意事項というような意味合いのものを多く規定するような形になっております。

○松田委員 それで統一されているのであれば、私、何も言うことはありません。ただ、文体についてはちょっと検討の余地が残されているのではないかなと思いますが、ほかの委員の方々、いかがでしようか。違和感が私はちょっとあります。

○關委員 松田委員おっしゃるように、僕もこの傍聴要領を拝見して、松戸市の教育委員会の傍聴人規則と比較して見てみました。松田委員が心配されることはあるわかるんですが、そうかけ離れたものではないというふうには思っています。ただ、1の20席を目安とするという規定は教育委員会の傍聴人規則にはないので、そういう制限をかける必要があるかどうかについては、先ほどの答弁でわかりました。目安とすると、場合によってはこの会場も変えることもありますとあります。それはそれで仕方ないんだろうと思います。いいと思います。ただ、ちょっと気になったのは、先ほどの答弁との関係で、この部屋に傍聴人が入り切れない場合は他の部屋で音声だけだとおっしゃった。それは物理的に仕方ないですよね。それでいい。しかし、傍聴要領の3の傍聴人の遵守事項との関係で、果たしてこれが全部当てはまるかというと、どうなんでしょうね。別室の人にはこの規定がそのまま当てはまるかなという気はしました。そういう意味では、松田委員がおっしゃるように、もうちょっとと考えたほうがいい。つまり、別室は事務局の人がどなたか一緒にいるんですか。

○白井政策推進課長 おります。

○關委員 そうですか。それで、どういう対応をされるんですか。

○白井政策推進課長 通常であれば特に、この規定に反しない限りはそこにいるだけです。

○關委員 そうですか。つまり、傍聴人が一番気になるのは、ここは市民に開かれた会場であってほしいということが前提です。教育委員会会議でも資料を配付しています。でき

ればそれを持ち帰りたいという人もいるんですよ。そういう要望はあります。その辺をどうするか。それから、録音や写真撮影、これをどうするか。委員長が認めたときということになっています。録音は認める、あるいは写真も認めるというふうなことになります。そういう意味では資料を持ち出しができない場合には、録音等もしたいと思う人もいると思いますが、その辺はこの3では行わないことになっていますね。議長の許可があればいいとなっていますが、そういう意味では事務局員がちゃんとそのところは同席して、それをチェックしているということですね。そういう理解でいいですね。

○白井政策推進課長　はい。

○關委員　わかりました。

あとは、傍聴人が会議を混乱させないという意味があるんでしょう。そうすれば、議長に会場の指揮権を与えておれば、議長の指示に従うことで本当は足りるんですよ。あまり縛らないほうがいいと思います。

○松田委員　わかりました。ありがとうございました。実は私が言いたかったのは、市民に公開するということが原則なんだということがないんですね。注意だけなんです。ですから、20席を目安とするとか、騒ぐんじゃないぞとかになる。それよりもここは、市民の皆さんにこの会議で行われていることは公開を原則とするんですよと、しかし、会議の運営については御協力を願うというスタンスがあるべきなのではないかと、こんなことを感じたものですから、一言言わせていただきました。ありがとうございました。

○關委員　ということは、この20席は要らぬということですね。

○松田委員　そうですね。

○白井政策推進課長　わかりました。20席につきましては、外すようにさせていただきます。

この部屋の場合だと20席ということになるかと思いますが、ほかの部屋の場合につきましては、それを超える場合も場合によってはあるということで、会議室の収容人数を考慮して、その都度決めさせていただければと思います。

○關委員　ということは、こちらの姿勢が問われるということなんですよ、松田委員が言いたいのは。市民に公開されたということは、大勢来てくださいということでしょう。大勢来てくれるの、それだけ市民に関心を持っていただいているということですね。こんなうれしいことはない。できれば議会場でやったっていいわけですね。そういう気持ちを込めてほしいということです。

○本郷谷市長　よろしいですか。あとは何か質疑はありますか。

そうしたら、今、修正がありましたけども、その修正を含めて本要領について御了承いただきてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本郷谷市長　それでは、傍聴者について入室を許可したいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

[傍聴者入室]

○本郷谷市長 それでは、傍聴者の皆様に当たっては、事務局が配付した当会議の傍聴要領の遵守をお願いいたします。

それでは、議題2「総合教育会議について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○白井政策推進課長 それでは、お手元の資料3「総合教育会議について」をごらんください。

本年4月1日から改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨といたしまして、総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ること」を目的としており、市長と教育委員会（教育長及び教育委員）が教育政策等について協議・調整を図る場として位置づけられております。

1、設置根拠、2、構成員、3、招集に関しましては、資料3に記載のとおりでございます。

次に、具体的な協議・調整事項といたしましては、4をごらんいただきたいと存じます。

①今後作成する「教育に関する大綱」の協議、②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議、③児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議となっております。

次に、5をごらんください。「総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。」とされております。このことについては、「政治的中立性確保」の観点から、今後も教育行政の最終的な執行権限は、引き続き教育委員会に留保されておりますが、今回の法改正の趣旨として、市長と教育委員会（教育長及び教育委員）が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが望ましいとされていることから、このような尊重義務が設けられているものと理解しております。

以上、「総合教育会議」のポイントについて申し上げましたが、資料5の文部科学省初等中等教育局長通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」の9ページ、右下の通し番号では15ページになりますが、そちらに詳細な説明がございますので、こちらは後ほど御確認いただければと存じます。

なお、同法「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第第9項の規定により、「前項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。」とされており、会議の円滑な運営のため、平成27年3月31日付で「松戸市総合教育会議規程」を設けさせていただいております。こちらは資料6、通し番号で申しますと23ページにございます。この規程では、本会議の基本的な事項を定めさせていた

だいております。

それでは、4ページの資料3に戻りまして、7、連絡調整会議でございます。この会議は、総合教育会議の円滑な審議を図るため、市長部局、教育委員会の担当部課長級の会議として設置するものが1つございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○本郷谷市長 それでは、質疑に入りますが、何か御意見、御質問等がございましたら、お願ひいたします。

○山田委員 この総合教育会議が恐らく千葉県内でも東葛でも先駆けて松戸市で行われていると思います。どういうことを話し合う場かという意味で、私の理解しているところでは、大綱を市長が定めると、それに基づいて執行機関である教育委員会が今度執行していく。そのイメージとか、個々具体的というよりも、大きな方向性について、市長がおおよそ把握でき、そして将来を見据えた大綱をつくるに役立つ議論をするところだと思っています。先ほど来事務局が御説明して、何か事務局から答弁をいただくようなスタイルなんですが、今後、議題によってまた変わってくるとは思うんですけども、議会ではないし、私は恐らくもっと創造的な議論ができる場だろうと思ってここにいるんですけども、会議の進め方については、今のような形でなく柔軟に進められると理解してよろしいでしょうか。これはどなたにお聞きすればいいのかわかりませんが、こういうことについて、常に事務局側が答弁をいただくということでなく進めることが許されるだろうと。意見の相違とかイメージの相違を埋めるような議論をしていきたいというふうに思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○白井政策推進課長 申しわけありません。基本的には山田委員さんおっしゃられるとおりでございまして、ちょっと準備不足の部分がございまして、1回目につきましては事務的な説明が多くなっておりまして、委員さん対事務局のような形になっております。2回目以降につきましては、基本的に先ほど来ております大綱について各委員さんからそれぞれの御意見等を協議していただく場というふうに考えております。1回目は事務局の説明が多くなって恐縮でございますが、2回目以降はできるだけ委員さん方で協議、調整していただけるような機会に多く時間をとりたいと思っております。

○山田委員 ありがとうございました。1点だけ。ぜひそういった意味で、最終的に市長が大綱をおまとめになるに向かって、市長の御見解も、今のところは議長役に徹しておられるので、いろんなお考えをお聞きしながら私ども勉強していきたいというふうに思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひいたします。

○本郷谷市長 ほかに。

○松田委員 事務局に質問させていただきます。文章の解釈なんですけれども、「より一層民意を反映した教育行政の推進を図る」という、確かに文科省のほうでもそれを出していますけれども、このあたりの解釈の仕方なんです。例えば12ページを見ますと、上から4行目に教育委員自体が民意を幅広く反映されるシステムであると書いてあります。そし

て、市長は当然ながら民意を反映して選出されると解釈すると、この会議自体で話し合われていることが民意を反映しているということになるのか、それとも、また、外部の者を呼んでくることができるという規定もあるようですから、より一層積極的に民意を求めていくというようなことがこの場合にあり得るのか、考え方をお聞かせいただきたい。

○白井政策推進課長 「民意を反映する」という部分に関しましては、大原則といたしましては、今回こうした形の形で市長を加えまして、教育委員会と話し合う場をつくったということ、市長が民意を既に反映しているという立場でございますので、そういう意味では、市長が参加することがまさに民意を幅広く反映させる場だというふうに考えております。ただ、松田委員さんがおっしゃられたように、今後の協議の場面におきまして、他の者を加えたほうが総合教育会議としてより活発な議論ができるというような御意見がもあるような場合がございましたら、そのことを妨げるものではないのかなど、そのように解しておりますが、原則として、民意を反映した市長が主宰しているというふうに解しております。

○松田委員 わかりました。この場が民意を反映した会議というものに位置づけられるんだということですね。わかりました。ありがとうございます。

○市場委員 資料6の松戸市総合教育会議規程についてですけれども、第8条のところに、総合教育会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項について当該構成員はその調査の結果を尊重しなければならない。その構成員の事務の調整が行われた事項って、何かちょっと持つて回したような言い方かなと思って、これは何か意図があるのか、ただ決定された事項についてとか単純な書き方になっていないのは、何か意図があるのかどうか、教えてください。

○白井政策推進課長 法律上総合教育会議で行なうことが大きく協議と調整に分かれています。協議だけで終わるものと、それから、皆さんの合意の上で調整までいくものと、二段階に分かれております。基本的に調整が図れたものについては、執行権のある教育委員会として尊重義務が生じるということになっておりますが、この会議の性質上と申しますか、場合によっては調整が済まずに協議だけで終わるものも存在するというように解しております。そういう意味で調整と協議という言葉を使い分けさせていただいております。

○市場委員 わかりました。

○關委員 白井課長さんは、もうずっとこの資料をお読みになっておられると理解しています。

○白井政策推進課長 4月からです。

○關委員 4月からですか。それにしてはよく勉強されていると思います。ごめんなさいね、そういう言い方をして。

この1条の文言、結構厄介で、難しいんですよ。地教行法そのものはこういう表現をしていることは確かなんですね。事務局が先ほど資料説明で、資料3に従ってこういう会議にしたいということをおっしゃったけど、その具体的な内容は資料6なんですね。したがつ

て、資料6の「松戸市総合教育会議規程」をここでどの程度議論するかを最初に話題にしてもいいのかなと思いました。それで、市場委員の質問されたことと僕の質問を入れますね。市場委員が聞かれた1条で規定することと6条は関係するんです。事務の調整というのは、2条で言うように、この会議は市長と教育委員会が当事者ですね。教育委員会の固有の教育行政にかかる事務があるわけですね。市長が行うべき事務があるわけですね。これは近寄って行わなければいけないところと、それぞれ固有の事務がある。教育委員会と市長部局はちょっと分かれているところがありますから、その調整が必要だということですよね。それがわかりにくいんですが、そういう意味なんですね。それが1点。

そうすると、僕の質問、資料2は（案）と書いてあるんです。傍聴要領（案）なんです。最終的には、先ほど我々が議論して、一応修正した上でここでは認めました。ところが、資料6は規程として市長がつくる形になっている。これは案ではないんですか。それとも、もう市長がつくられたことなんですか。

○白井政策推進課長 この規程につきましては、市長が定め4月1日から既に公布施行されております。

○關委員 そうすると、先ほどの説明では、地教行法の1条の4の9項に基づいてとおつしやった。9項によると、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めるとあります。これとの関連性はどうですか。市長が決めたのか、それともここで決めるのか。

○白井政策推進課長 会議を開催するに当たりまして規定がないと開催もままならないという部分がございましたので、まずは従来型の市長部局のやり方といたしまして、市長のほうで定めさせていただいております。ただ、この規定につきまして、この部分について今後運営するに当たって総合教育会議としてやりづらいですとか、本来の趣旨に沿わないというような御意見等が今後出てまいりました場合につきましては、改正等につきましても検討します。

○高橋総合政策部長 すみません。補足的にちょっと私のほうから。私ども事務局といたしまして、まず、この会議を開催する根拠として規定がないと市長が招集できないということがございましたので、規定につきましては先に市施行させていただいております。

今、課長が申し上げましたように、今後何らかの修正が必要なことがこの場で委員さんのほうで議論がございましたら、その都度それに沿った検討を事務局のほうでさせていただいて御提案をするような形で考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○關委員 若干疑義ありますが、お聞きしておきます。気持ちはわかります。しかし、どうも法の規定の順序からいうと、もう少し違う解釈もできそうですね。それだけにしておきます。

そうすると、御説明はむしろ資料6に従った説明が正しいんですよね。これを説明していただくことが必要だったと思います。そうすると、いろんな質疑応答ができる。山田委

員がさっきおっしゃったように、この会議というのは一体何を基本に議論するのか、これで定めることが重要なわけですよね。そうすると、ちょっと見えてくると思うんです。これは地教行法1条の4の規定の1項から9項までのうちの8項までをある程度もとにしてつくったということですね。

○白井政策推進課長 さようでございます。

○關委員 ある程度もとにしているという意味は、法に書いていないことも書いてあるということですね。1項に書いてある議事録等については、別途規定する形になっているんですね。

○白井政策推進課長 さようです。

○關委員 そういう説明をしていただいたほうが議論しやすいのかなと思いました。だから、これは案なのか、もう既にできた規定なのかなんですか。今日は最初ですから、御趣旨に従って理解しておきます。しかし、今後もうちょっと議論したほうがいいのかなと思いました。

○松田委員 今の議論は、資料6がベースでとりあえず第1回目を開いて、その中でこの規定を論ずるという、私はそういう順番だと思っていました。その順番について、今年は始めの一歩なので、まず教育行政のシステムそのものをきちんと見直す必要がある。そのことは、松戸市の教育行政を今後どうするかという点ですごく重要な議論ではないのかと私は思います。ぜひその辺は配慮していただきたい。

○山田委員 一つ、資料6に基づきましょう。第3条で先ほど来、大綱ほかをやることが書いてあるんです。総合教育会議のミッションがここにあるわけなんですが、例えば大綱案あるいはそれのプロットが出てきて論じていくということは、今後この場でやっていくと思います。2番目の2項にある諸条件の整備、また、地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、これは市長からの御提案をいただいて議論することになるんでしょうか。あるいはこういうことについてぜひ議論しましょうということを私ども委員は申し上げができるんでしょうか。提案権というか、そこら辺は今後どのようなことを今のところ想定されているかを教えていただけますでしょうか。

○高橋総合政策部長 今の御質問の件につきましては、双方、市長のほうから御提案して御議論いただくというケースも当然想定しておりますが、教育委員の皆様のほうから御提案をいただいて御議論するというようなケースも当然あるというふうに考えております。この内容につきましては、資料のほうについておりますけれども、国の法を解説した通知に基づいて、先ほど申し上げましたように、まず第1回目を迎えるに当たりまして、その通知をもとに、このような記載をさせていただいておりますので、今後ぜひ皆様に御議論をしていただいて、その中でもし必要があればいろんな検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山田委員 もう一言だけ。ありがとうございました。今後これはまた教育委員会の事務

局も政策推進課も協力して議論の整理はぜひお願ひしたいと思います。

私は今お聞きして、心づもりとしましては、ここは教育委員会ではないので、教育委員会でやるべき議論と違う中で本当に提案すべきだと思うことをぜひまた、教育委員会は教育長に申し上げながら、市長部局と教育委員会とのはざまにある、あるいは重なってくる問題とか、両方で考えるべき問題、あるいは両方で考えたほうが効率的になる問題、市民サービスの向上になるような問題が取りこぼしのないように、そういったことも個別テーマとしてはぜひ今後議論をお願いしたいというふうに思っております。これは事務局の事前の御準備の御苦労をかけるかもしれません、ぜひお願ひしたいというふうに感じました。よろしくお願ひします。

○市場委員 またこの規程についてなんですが、連絡調整会議を置くということで、こういう会議をやるときに、ある程度テーマの絞り込みだとかなんか必要だろうなと思います。連絡調整会議の役割というようなものはことどういう関係になるのか、もうちょっとイメージを教えてほしいんです。

○高橋総合政策部長 ただいまの御質問でございますけれども、先ほど山田委員さんのはうから、まさしく事前の調整といいますか、会議をどういうふうに進めていくかという部分の市長部局と教育委員会との連携がとても重要だと思っておりまして、そういう意味で連絡調整会議で市長部局と教育委員会が会議を効果的に進めていくためにどんな調整が出てくるか、これからどのようなことが議論されるか、こういったことによって、今の時点では具体的にこういう調整しますというのまだないんですけども、このような規程を私どもとしては事前に設定しておいて、まずそういう土俵をつくっておいて、そこで調整をしていきたいというような考え方でこのような規程をさせていただいているところがございます。

ちょっとお答えになっているかどうか不安ですが、そのように考えています。

○市場委員 そうすると、この会議のイメージも多分まだ皆さん、あまり湧かないように、調整会議が何をして、それがこの会議にどういうふうに反映されるのかがいまひとつイメージが湧かないなというところがあつて、とりあえず規程をつくって、手探りで組み立てていくしかないという段階ですかね、今のところは。

○高橋総合政策部長 あまり事務局のほうばかりお話ししてよろしいのかどうか、ちょっとあれなんですけども、少しだけた表現になるかもしれません、今回の新しい制度で市長と教育委員会が協議、調整をする場については、私どもも正直申し上げまして、どのような議論が出るかというのは、これは当然、委員さんの間の議論のための場ですので、私どもが事前に何か方向性を決めていくとか、そういうようなものじゃないというふうに今は思っております。ですので、特に今日の第1回の会議を踏まえ、また、2回目を踏まえ、少しずつ話が見えてくるのかなと、正直なところ、そのような部分もございます。よろしくお願ひいたします。

○市場委員 この場は、本来はここに集まっている教育委員と市長さんが議論する場で、

そこに枠をはめるようなことはないほうが多いんだろうなと。ただ、全くのフリートークでやってくれと言われてもなかなか難しいのが現状だから、そこら辺のバランスなんだろうなと思いますけども。

○伊藤教育長 今の市場委員の御意見については、私は先程言いましたように、手探りで、とにかく1回目、2回目も手探りにひょっとしたらなるかもしれないぐらいのつもりではあります。どういう議論の積み重ねになるかわかりませんが、いずれにしても、この7人でいろんな意見交換、議論を積み重ねるというのが基本で、今日は特にこの議案については、事務局の皆さんのお準備を伺いながら私たちのほうで共通理解を図る、そういう時間はどうしても必要だと思います。今の流れというのはもう少し続かなければいけないのかなというふうに私は思っております。

○武田委員 同じところからの質問ですけど、必要があると認められるときに関係者または有識者から意見を聞くことができるというところで、必要があると認められるときというのが漠然としているというのがちょっとひつかかっていたんですね。これはどこから提案で誰が認めるのかという部分を、後日だとは思うんですけども、明確にしておいてほしいというか、そのハードルが分からぬので、そこがちょっと気になっていたんですが。

○白井政策推進課長 今の御質問の部分につきましては、まさにこの会議でどの委員さんからでも発議があって、この会議で必要があると協議、調整が成り立った場合についてという解釈でよろしいかと思います。

○武田委員 認められるときというのは、この7人のメンバーが必要と思うということですか。ありがとうございます。

○本郷谷市長 よろしいですか。何かあれば、どうぞ。

○關委員 資料6が重要ですよね。これはもう少し練ったほうがいいような気がします。例えば第1条、出だしがわかりにくいんですよ。市長は、地教行法の第1条の4第1項の規定に基づき、3条に掲げるとありますが、これは地教行法の3条じゃないんですよね。この規程の3条なんですね。地教行法の1条の4の第1項と地教行法の3条かなと思われるような書き方になっている。これは市民の人が読むとちょっとわかりにくい。次条に掲げる次条というのは、この規定の第2条なんですね。出だしからして、文章を読んでいて、どういう並びかなというのがちょっと気になりました。

2条のところに、この総合教育会議は次に掲げる者をもって構成するというのは、法の規定のとおりです。松戸市として、市長がいつもおっしゃっているように、市全体を考えようと。先ほども御挨拶があったように、教育都市として松戸を考えようというときに、これだけで本当にいいのかどうか。法はこう言っているけど、松戸市では(3)として3号でその他の者を入れるかどうかです。つまりその規定と同じつくり方は、第3条の4号なんです。この規定は法の規定にないんです。だけど、新たに入れたんです。そうすると、2条のところにも関心ある人を入れる余地もあってもいいんじゃないかなというふうに思いました。

それから、5条も特に法にはない規定ですが、これは必要だからいいと思います。1週間前に資料をいただくということは大事だと思います。24ページの5条2項で市長が急を要すると認める事案というのはどんなことを予定されていますか。この総合教育会議というのは、毎月1回、定例会を開くということじゃないですよね。だから、急を要すると認める事案を総合教育会議に付議することができるというのは、どんなことを予定しているか、ちょっと気になりました。

それから、この規定で一番丁寧に書いてあるのは9条の連絡調整会議なんですね。この規定が非常に詳しいんですよ、全体のバランスからいうと。そういう意味では調整会議を大事にしたいというのはよくわかります。こういうふうに新たに入れることができるんですから、全体としても何か松戸市らしいものを入れてもいいのかなという気がしました。

9条の第7項では、連絡調整会議の会長は必要があると認めるときは連絡調整会議にほかの人を同席させることができます。この同席というのはどういう意味かなと思ったんです。そういう意味で、この規程そのものをもう少し意見交換というか、議論させていただきたいなと思いました。

○本郷谷市長 今のことについて回答があれば。

○白井政策推進課長 では、5条のところでございますが、市長が急を要すると認める事案ということにつきましては、あまりあってはというふうには思っておりませんが、いじめでございますとか事件、事故の関係で市長部局と教育委員会で総合的に対応する必要が生じた場合、そんなようなことを考えて入れさせていただいております。

○關委員 それは臨時の会議を開催するということでいいんでしょう。

○白井政策推進課長 臨時に、当初からスケジュール立てたものではなくて、開催をする可能性があるというような解釈であります。それとあわせまして、先ほど9条の7項のところで、連絡調整会議のほうでも第2項に掲げる者以外の者に対し同席を求めるができるという部分につきましても、私どもが想定していますのは、特に市長部局内にたくさん部署がございますので、関係部署の同席を求めるようなイメージを持ってこのような記載をさせていただいております。

○關委員 たくさんの方に知っていただくというのは、とてもいいことだと思います。問題は、2条に市長及び教育委員会だけを構成メンバーとするか、ほかの方をその他という規定にして入れるかどうかですが。

○白井政策推進課長 その点につきましては、先ほど委員さんもおっしゃられたように、法の条文では明確にこの2つだけしか記載がございませんので、もし皆さんの中でそういう御議論があって、検討しろということが事務局のほうに決まってくれば、またそれは国なりと確認をしながら検討はさせていただきたいとは思っております。ただ、条文上はこのような記載ということで、今回そのとおりに記載させていただいております。

○關委員 そのことはさっき言ったわけですが、第3条の第4号は、法の規定がないんだけど、ここに新たに入っているわけです。だから、国に相談しなくて入れることは可

能なわけですよ。松戸市らしさを何かつくつたらいいんじゃないかという提案です。

○山田委員 關委員がおっしゃっていることも含め、恐らく事務局が答弁していることは、ここで決めてくださいということを結局何回もおっしゃっているわけで、私は前向きに、ここで必要かどうかを議長である市長に御判断いただきながら、誰かを同席させる、あるいは何かのテーマのときに、それに関しての部局の方に入っていただいて御説明を求めるということは、何なりとできる。まさにこれこそがフリーハンドでいろいろできるよという状態で、事務局はたたき台だけつくっていると。我々もその意味では、事務局案に対しての意見を言うということでなくて、創造的なことを一緒につくっていかなければならぬということを感じております。

なかなか時間が今日もない中でなんすけれども、これはどうでしょうか。またこれの中身については、別の機会にぜひ、ここをもっとこうしたらいいんじゃないかと。ちょっとこの場でやるには整合がとれないと思うので、これはこれとして次回も継続して御協議いただくということを提案させていただいて、次に移っていただいて、次でもまたいろいろあるものですから、というふうに思っております。いかがでしょうか。

○本郷谷市長 今、ここにあった規定を含めて、また意見をお伺いしながら、次の事項について議論したいと思います。

○本郷谷市長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題3 「大綱の策定について」を議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

○白井政策推進課長 お手元の資料4をごらんください。

まず、(1) 大綱の定義についてでございます。①地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める、②国の教育振興基本計画における基本的な方針を参照して定めることの2点とされておりますが、具体的な大綱のイメージとしては、「施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について策定することを求めているものではない。」となっております。

次に、(2) 大綱の策定についてでございます。「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする」とされております。大綱策定の目的は、先ほど来御意見いただいておりますが、教育行政に地域住民の意向をより一層反映させること、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な推進でございます。また、大綱を定めるのは市長でございますが、しかしながら、教育委員会の所管する事務については、みずからの権限と責任において管理し、執行すべきものであり、教育行政に混乱を生じることがないようにするために、総合教育会議において、市長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが肝要とされております。

次に、(3) 主たる記載事項についてでございます。これについては、自治体の判断に委ねられております。例としては記載のとおりでございますが、地域の実情に応じ、必要な事項について、今後具体的な内容を検討していくことになります。

続いて、対象期間についてでございますが、(4)に記載のとおり、おおむね四、五年というふうに想定いたしております。

資料5の文部科学省初等中等教育局長通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」の6ページの右下の通し番号で12ページにも詳細な説明がございますので、これも後ほど御確認いただければと考えております。

5ページに戻りまして、最後に2「素案作成」についてということでございます。市長部局と教育委員会職員によるワーキンググループを立ち上げ、研究及び素案の作成を行い、今後の本会議で素案等について、お示ししてまいりたいと考えております。

なお、今後のスケジュールですが、資料4を1枚めくっていただきまして、「平成27年度総合教育会議スケジュール（予定）」をごらんください。大綱については、いつまでに策定しなければならないという定めはございませんが、事務局側といたしましては、1つの区切りとして、27年度中のできるだけ早い時期に策定を目指したいと考えております。そのため、できれば次回、第2回の会議を9月に予定させていただいておりますが、ここで大綱（案）をお示しさせていただきたいというふうに考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○本郷谷市長 それでは、質疑に入りたいと思いますけれども、意見、質問がありましたら、よろしくお願いします。

○山田委員 大綱については、またこれも初めてのことですので、見解が違うのではないかと思います。あるいはやってみなければならないところもあるのではないかと思って、これも大変重要といいますか、大切にしていかなければならないと思っています。

この四、五年を想定するというのは、一応そういうことが今のところ示唆されていると思うんですけども、例えば1回つくったら4年間あるいは5年間、それに基づいた教育行政が行われていくということなのか、あるいは四、五年先の中長期的な方向性について、毎年それを確認、微修正しながらいくということもできるんだろうと思っていて、私は後者が望ましいのではないかと思っているんですが、あるいはもう少し長期的な視野で、長期間みんなで確認し合って、これはここに向かっていこう、ただ、1つ下の次元の書きぶりについては、4年に1回は必ず見直そうとか、あるいは毎年見直そうとか、そういう意味では、どういったものにするかということも、今ここで文字になっている以外のことはここで決めていいというふうに理解していいでしょうか。事務方への御質問としてはそんな形でございますけど、いかがなものでしょうか。

○高橋総合政策部長 国も、この大綱につきましては、国の教育指導基本計画における基本的な方針を参照して定めるという部分がございまして、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であるということから、四、五年をというように国の通知のほうではなっております。

今、山田委員さんがおっしゃられた毎年、微修正していくとか、そこら辺につきましても、私どもは可能といいますか、当然そういう検討はあるのかなというふうには考えてお

ります。基本的には四、五年を1つのスパンとして定めていく中で、必要があれば修正は可能かなというようなことで、事務局として現時点では捉えております。

○山田委員 これは教育長と市長との間で、最終的に教育行政の施策に反映するのにどういったことが望ましいのかということについては、深めていただいてというお願ひになってしまいます。中期計画とか、松戸市の総合計画の中の第何次の計画、いろんな計画がありますので、それとどう位置づけをとるかということに関して、私はつぶさに全体像はわからないんですが、教育長、市長の御意見を聞きながら、どういった大綱が市民のためになるのかということについては、今回以降、深めていきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○伊藤教育長 大綱についての議論をぜひ活発にお願いしたいと思います。今、部長からもあったように、基本的には国の計画がベースになると思うんですが、松戸市の教育委員会はしばらく前に、本来は教育委員会としての基本計画もあるべきだというのは国の方針なんですけども、それは作成していません。一方で、市の総合計画もあります。それにものっとらなければいけないわけで、そうかといって、全く違う大綱をつくったのでは、中二階がいっぱいできるような感じで、どれを基本にすればいいのかなというのはわかりにくくなります。そういう意味で、あまり細かいものはできないし、かといって、国や市の基本計画はしっかりと踏まえなきやいけないですし、どの程度のもの、どういう内容のものを大綱として位置づけるかというのは、ものすごく難しい議論だと思います。ですから、ある程度、時間がかかるてもやむを得ないなというふうに思っているんですが、その辺での議論をぜひ皆さんでお願いしたいなというふうに思います。

○本郷谷市長 今、伊藤委員の意見で、何か意見ありますか。

大綱のレベル間の議論だろうと思うんですね。具体的にはここで言っても、なかなか抽象議論になるので、各委員の意見を聞きながら、たたき台をつくってまた議論していただくということになるとは思いますけれども、もし何かあれば、意見をお伺いしたいと思います。

ここで言うと、抽象議論になってしまないので、もう少し、皆さんの意見、思い等があると思いますので、またこれは個別にお伺いしながら進めさせていただきたいというふうに思います。

○山田委員 これは今までの教育委員会が独立の執行機関として、教育委員会会議を最終決定機関として運営してきた。そこに市長がこういう場を設けることの意味というのは、全体のまちづくりの方向性と教育行政、学校教育に限らず、すり合わせていくという初めての公式の場だと。今までも当然、十分な情報交換はされていると思うんですが、そういった意味で、市長の御意見もまた別の機会に承りながらやることに関しては、私は大賛成でございますので、また見解をお聞きする場をいただければというふうに思っております。

○伊藤教育長 もう一点、ちょっと確認をさせていただきます。資料4の（2）なんですが、大綱そのものはつくっていろいろと検討していくという手続を踏むんだろうと

思うんですが、（2）に変更の場合のことが書いてあります。首長は大綱を定めるわけですね。またはこれを変更しようとするときはというふうになっていて、首長が変更しようとしない限り変更できないような感じにも受けとめられるんですけれども、私たち委員のほうからそれを発議するということも可能というふうな保障をいただきたいなと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○高橋総合政策部長　ただいまの御質問ですが、その上段のところに法の趣旨を記載させていただいているが、総合教育会議において、市長と教育委員会が十分に協議、調整を尽くすことが肝要であるという趣旨からいきますと、例えば今、おっしゃったような、各委員さんから御意見なり何かあって検討されて、議論されて、修正の結論に至るということもあるのではないかというふうな捉え方は私どももしております。

○伊藤教育長　わかりました。これで共通な見解が出てくれば、それで結構でございます。

○關委員　僕は常々、松戸市民として、市長の選挙に当たってのマニフェストはしっかりと読んでいるつもりです。したがって、それとの関連で申し上げます。市長は、マニフェストの中で、松戸市の子育てから始まって生涯学習に至るまで、そういう教育を大事にしながら、人間を大事にしながら文化を高めることを繰り返し言っておられる。これは僕は賛成なんです。最終的に松戸市に住む住民が、松戸に住みたいなと思うことは当然ですけど、人として高められる生涯学習をどうやって実現できるか、これが恐らく教育委員会とは別の仕事だと思うんですね。常々おっしゃっておられるので、言う必要はないかと思います。そこに我々もこうやって参画しながら意見を述べることができるわけですね。そういう意味で、大綱の中にはその気持ちをぜひ入れてほしいですね。そうすると、教育委員会がやっている義務教育を中心とする学校教育を越えた松戸市の教育の方針というのが出てくるような気がします。それが私の希望です。

それから、大綱の見直しですが、文科省の通知等では、これを読むと、四、五年というのは市長との任期との関係もあるから、それを一応の目安としているような趣旨がありますね。それと同時に、我々としては、市民の皆さんにこういう大綱を公表するんだから、プランを立てたら、それをどのくらい実現したか、プラン・ドゥですよね、それでチェックするという、このチェックをする必要があると思います。その結果、もっと具体的なものがでてくれれば、後日それを修正していくというような進め方で僕はいいような気がします。

ですから、まず、市長がマニフェストでおっしゃっているようなことをどうやって大綱に盛り込んで、市民の皆さんにそれはいいぞと、したがって、我々もそれを応援するぞというようなものをつくっていきたいですね。

○本郷谷市長　どうもありがとうございました。

よろしいですか。では、いろいろ意見が出ましたので、それを踏まえながら、また検討させていただきます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次の議題第4「意見交換」について議題といたします。

意見交換のテーマにつきましては、とりあえず二つ、学力向上についてと生涯学習あるいは文化ということについて、今日は少し意見を聞かせていただきたいというふうに思っています。

このテーマについては、補足的な説明を少しさせていただきたいと思いますけども、学力向上につきましては、松戸の子どもたちの学力レベルを上げていくということは、市民の皆さん共通の願いだというふうに考えております。そのためには、従来のように、公立の小中学校での教育の枠内で考えるのではなくて、例えば私立の学校での教育や幼児教育も含めて、さらには学校外での教育、家庭での教育も検討範囲に加えていくことが肝要ではないかと考えております。

また、市内の子どもたちは、音楽やスポーツで大変優秀な成績をおさめていることは、皆さん御承知のとおりですが、こうした優秀な人材をさらに育成していくことも市として大変重要な課題の1つだというふうに考えております。

次に、生涯学習あるいは文化についてでございますが、高齢化社会を迎える2025年には75歳以上の高齢者が8万人となります。そうした中で、元気な高齢者をふやしていくことが松戸市全体にとって大変重要な課題と考えております。そうした環境変化を受けて、体を動かすという意味での生涯スポーツ、あるいは生きがいを持って生活するための文化活動など、今まで以上に重要な施策になってくると考えております。さらに、若い人たちにとっても、もっともっとボランティア、社会参加をふやしていくことも大切だというふうにも思っております。そういう意味で生涯学習の果たす役割は大変重要だというふうに考えておりますが、皆さんの意見をそれぞれ、今日はなかなか時間がありませんけれども、一言ずつでも意見をお伺いしたいというふうに考えております。

時間も迫っておりますけれども、各委員の意見を、できましたらこの2テーマ、もしくはこれから離れても結構ですけども、今日1回目ということでまず意見を聞かせていただきたいなど、こんなふうに思っていますので、名簿の順で伊藤委員のほうからまずあれば、どうぞお願いいいたします。

○伊藤教育長 私として、立場もあるんですけども、学力向上も生涯学習も、私は最近は一体化かなというふうに思っております。総合的な取り組みがどうしても必要なレベルなのかなと。冒頭の挨拶の中で首都圏にある強みと弱みというふうな表現をさせてもらいましたけども、首都圏にあることが子どもたちの教育にとってメリットになっている部分とデメリットになっている部分とあります。一方で、国全体を見ますと、教育文化といいますか、そういうもののあり方が子どもたちの学力についても、あるいはほかの子どもたちの育て方についても、大きな影響を深く与えているような気がします。各地方、地方のあり方をそっくり松戸がまねできる環境にはありませんので、ほかの部分のメリットを参考にしながら、松戸市にあるメリット、デメリットをどんなふうに総合的に子育てや文化づくりに生かしていくかなど、そういうスタンスで今後の教育行政全体を考えられればな

思っております。

1回目ですので、あまり具体的なものは言えませんけれども、最近、各地方、地方の教育行政のあり方をつぶさに見ますと、総合的な教育文化づくりというのがすごく重要なになってきているなというふうに思いますので、それを今日は述べさせていただきます。

○本郷谷市長 ありがとうございました。

○關委員 先ほどちょっと触れたような気がします。あえてつけ加えるとすれば、一般論でいえば、教育基本法1条あるいはその他の条文で言っているように、教育の目的は何かということを松戸市が具体的にどう実現していくかだと思うんですね。

教育基本法では、人格の完成を目指すというのが教育の目的になっています。人格を完成するなんていうのは、とても不可能だけど、を目指すということだから、より近づけるということだと思います。そうすると、そのためには何が必要かということになるので、これはその人、個人個人、一人一人を大事にする教育を実現していくことかなと思っています。そういう意味では、教育委員会としても、それを常に議論はしていますけど、市長の方針のもとで、個人個人を伸ばすにはどうしたらいいか。家庭教育ももちろんある。最近は貧困の問題が極めてゆゆしき事態です。貧困と教育をあきらめないで、貧困なれど、しかし教育はしっかりやっている子どもたちをどう考えてあげられるか、それを松戸市としては真剣に取り組んでいきたいなど、そう思っています。つまり予算も関係しますので、予算の件では大いにここで議論したいと思っております。

○山田委員 昨年、教育委員として全国の集まりが福井県であって伺ったときに、福井県が学力テストで非常にいい点数をとられる県であるという背景について少し触れてきました。大変勤勉でまじめで、かつ勉強する習慣が文化として地域全体に根づいていることがあります。ただ、一方で、子どもたちに創造性が足りないということを地元の人たちは随分、そんなに卑下されなくていいんじゃないかと思うぐらい問題意識を持っておられました。

各地域、地域が持つ問題というのがいろいろあって、私は、私の子どもも市内の中学校に通わせていただいていますが、ぜひ学力は高まってほしいと思うんですけども、どういう文化をつくっていけるかというところに学力が依ってくるというふうに思っています、これは私、教育委員会で何回も発言させていただいているんですが、これからは家庭教育と学校との連携が大事、そうすると、小学校からの教育委員会の守備範囲ではちょっと遅いところをどう市全体としてやっていくか。家庭教育と学校との連携、これがいい文化が、時間はかかりますけども、根づいていくことで教室内での学習の度合いというのも必ず前進するというふうに思っていて、私は教育委員をやらせていただいている間のテーマとして、何とか家庭教育に市民としての一定の共通項、約束ごとをつくれないかということが私の今、一番関心事でございます。

学力に関して、あるいは文化とはずれているかもしれません、私の一番の関心事を申し上げました。よろしくお願いします。

○本郷谷市長 どうもありがとうございました。

○松田委員 松田でございます。私、いろいろ考えさせてもらう中に、学力というものの定義があります。昔ですと、学力テストで測れるものが学力だと言われていたわけで、その次に生涯学習社会の構築が今後の社会のあり方として大事だと言われるようになってきますと、学力というのは学んだ力、学ぶ力、学ぼうとする力という形で、生涯にわたって学ぼうとする力こそ学力なんだという捉え方が出てきました。そして今、平成19年度に学校教育法が改正されてからは、学力というのは、基礎学力と思考力、判断力、表現力、そしてまた、別な観点からいうと、キャリア教育という一生涯をどう生きるのかという観点からいくと、汎用的な能力であるコミュニケーション力が必要であるというふうに言われています。学力というものが時代とともに、あるいは地域とともに非常に変遷しているという状態があるわけです。

そうしますと、例えば、松戸市は今、責任ということも重要視していますけれども、そういうしたものまで含めて、松戸市が標榜する学力というのは一体どういうものなのか、それをまず確立するということが大事なのではないかと思っています。私は責任とか、先ほど教育長がおっしゃった自立というようなものを非常に大事にしていきたいわけですけれども、そういう観点でいくと、生涯学習社会の究極の姿というのはボランティア社会にありますから、学校の子どもたちも教わるだけではなくて、何か地域に還元していく、社会に還元していく。つまり教わるから教える立場になるということを評価していくような文化ができ上がっていきことも大事な要点なのではないかと思っています。

もう一つ、ここに保護者の全国意識調査というのがあります。子どもの学力向上のためには学校に求めたいことは何かということを保護者に相当数調査しているんですけれども、これによると、新しい学力観のもとで表現力とか思考力とか問題解決能力とか、そういうものを学校に求めてきている節があります。そして、私たちがよく考えるような、土日を利用した学習サポートとか、あるいは放課後を利用した学習サポート、こういったものについては、保護者は非常に意識が低い。つまりやらないでほしいというような意識が見え隠れすると、そんな状況なんですね。ですから、私は早急に、松戸というのはこういうような力を育んでいるところなんだということをぜひこの場で築き上げられたらしいなというふうに思っています。

どうもありがとうございました。

○市場委員 今の松田委員の話とかなりダブります。学力向上だけど、学力とは何かというのは非常に難しいというか、曖昧な話で、例えば受験勉強でいい点数をとるとか、そういう話ではないんだということは、恐らくほぼ共通の理解として、あると思います。それも1つの学力だろうけれども、それだけではないというのはコンセンサスとしてあることじゃないかなと思います。ただ、そうすると、それが向上したのかどうなのか、うまく成果が上がっているのかどうなのか、評価することが非常に困難だということも事実で、その辺はどうすればいいのかなというのは、具体的な意見として言えるものはないんですけど

れども、学力向上という言い方は賛成なんですが、そこで言う学力は何で、それを育むためにどういう教育がいいのかということは、かなり難しい問題だなというのは実感としてあります。

それから、あと、關先生が貧困の話をされましたけど、貧困の問題はかなり深刻なんじやないかなと今、思っております。医療機関でも保険がない方もそれなりにいらっしゃいますし、そういう御家庭では、それこそ学校に通うことさえ大変なお子さんというのはいらっしゃるのが現状だと思いますので、貧困の問題をここでどういう議論ができるのかわかりませんけれども、市全体としても取り組んでいくべきことなんだろうなと思っております。

まとまりませんが、以上です。

○本郷谷市長 ありがとうございました。

○武田委員 学習能力とか、基礎学力とか、そういうことは皆様がおっしゃったいろんな意見がありますので、文化という側面で発言させていただくと、地方都市というのは、我が文化というものを押し出す傾向にあるんですね。すごく大事にしていらっしゃる。それはすごく大事なことなんですが、じゃ、松戸はどうかということで、ないわけではない。だけれども、決して市民が押し出さないですね。そこが割と問題があるかなと思います。

誇りを持つということはすごく大事なことです。文化というものは、じゃあ、ないからだめかといったら、割とそうではない。というのは、あると、それを擁護しなきやいけないという弱さがあるんですね。そこをどうしても押し出さなきやいけない。もちろん戸定の国の名勝指定とか、いろんな文化施設とか遺産とかあります。だけれども、土壤文化としての、例えば工芸の分野でいうと焼き物の産地であるとか、産業と結びついているものがあると、必ずしもそれを押し出さなくていいものまでもやらなければいけないというものが地方の強みでもり弱みでもある。ところが、首都圏の中にある松戸というのは、そういった地場産業的なものと結びつかなければいけないものがないだけに、自由に取り入れることができるというのが逆の強みだと思うんです。だから、全国のものをすべからく受け入れることが可能であり、全国から見ても、首都圏であることがすごく魅力であるということが、実は松戸の土地柄ゆえの強さではないかと思っています。そういうことが何らかの形で反映できるようなものは考えられるのではないか。

だから、全国的なものを学ぶということを首都圏のこういう密集地で、地元の文化というものに対してあまり熱くならない人間が集まっている中で、これだけの人口を抱えているからこそ、地方から見たらすごく魅力的な所だということをうまく反映できたら、松戸という場所が全国の中ですごく魅力的に映るのではないかと。そういうふうに何となく漠然と考えております。それが今おっしゃった教育との結びつきというのがどういうふうになっていくかはわからないんですが、でも、小さいときに見聞きしたもの、あるいは触れたものというのは、すごく心に残って、それが将来を決定することもあります。そういうことに何がしか帰依していくようなプロジェクトみたいなものというのは、案外といろん

なところから集まった人間が雑多にあるようなところだからこそ成功し得る課題なんじやないかなと思っております。

以上です。

○本郷谷市長 どうもありがとうございました。

予定の時間もまいっているようですけども、今日は第1回目の総合教育会議ということで、これから運営の共通認識というところが議論の中心になりましたけども、今日いただいたいいろんな意見を踏まえながら、2回目以降、活発な議論ができるようにしていきたいというふうに思います。

最後に、事務局のほうから連絡事項があれば。

○白井政策推進課長 次回以降の総合教育会議の開催につきましては、素案の作成等の状況とともに、教育委員会事務局を通じて皆様と調整させていただきたいと考えておりますが、原則、教育委員会議と同日で開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○本郷谷市長 それでは、本会議の進行に長時間御協力ありがとうございました。これをもちまして、平成27年度第1回総合教育会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。